

岐阜県公報

第 三 百 四 十 二 号

令 和 四 年 十 月 二 十 五 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知
建築基準法に基づく数値等の変更

(森 林 保 全 課) 四二九
(建 築 指 導 課) 四三〇

公 示

県営土地改良事業計画の決定
土地改良区役員の就任

(農 地 整 備 課) 四三〇
(西 濃 農 林 事 務 所) 四三〇

告 示

岐阜県告示第三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
土岐市鶴里町柿野字富士平一三四五の七、二三七三の一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第一項第八号及び第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二並びに別表第三五の項の欄の規定により数値等を次のとおり変更するので告示する。

令和四年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更する区域

土岐都市計画区域のうち土岐市に係る用途地域の指定のない区域及び高山都市計画区域のうち高山市に係る用途地域の指定のない区域

二 区域の区分及び制限の数値

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建設部建築指導課及び次の表の上覧に掲げる市の区域に応じて同表下欄に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

市	場 所
土岐市	岐阜県東濃建築事務所及び土岐市建設水道部都市計画課
高山市	岐阜県飛騨建築事務所及び高山市都市政策部建築住宅課

三 適用年月日

令和四年十月二十五日

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の

写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
下城田寺地区	岐 阜 市 役 所	令和四・一〇・二五から 一〇・二四まで

土地改良区役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和四年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住 所
高須輪中土地改良区	令和四・九・一五	理事	神野 富士男	海津市海津町内記三三七一番地四の二〇二

令和四年十月二十五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社